

## 漏水かな?と思ったときは

使用量に心当たりが無いときは漏水している可能性があります。どこかで水が漏れていないか確認しましょう。

水道を使用していない状態で、水道メーターを確認してください。丸の中の「パイロット」と呼ばれる部分が回転しているとどこかで漏水している可能性があります。

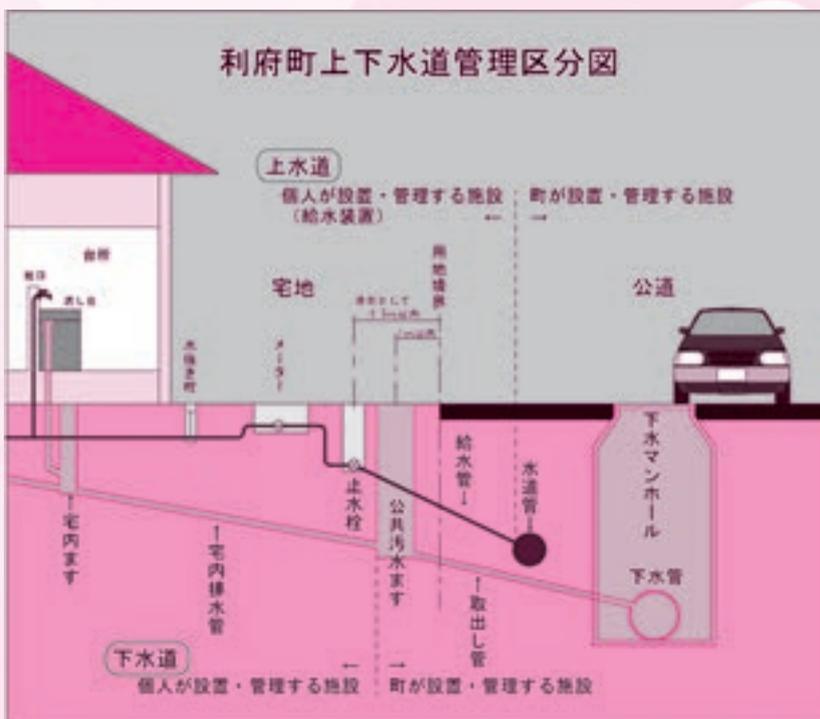
漏水の可能性がある場合、当番業者へ修理を依頼してください。当番業者は町ホームページで確認いただくか、お問い合わせください。

この部分をご確認ください。



- ・漏水修繕工事費用は、お客様の負担になります。(修繕工事費用の見積料や調査料が発生する場合があります。)
- ・修理が完了するまで、水抜き栓などの操作により水漏れが防げる場合は、漏水を最小限に抑えるようお願いします。
- ・一定の要件を満たす漏水の場合、水道料金と下水道使用料が減免される制度があります。

## 上下水道のお客様管理区分について



上下水道の全てが公共施設ではなく、一部はお客様の所有物であるため、その維持管理もご自身で行っていただくことになります。

### <上水道の管理区分>

宅地内に引き込んでいる水道管から漏水した場合、第一止水栓までは町が修理を行います。第一止水栓以降は、お客様の負担となります。

### <下水道の管理区分>

修理やつまりの際は、公共汚水ますは町が修理を行います。宅地から公共汚水ますまでの間は、お客様の負担となります。

建替え等により、給水装置を改造する場合や、お客様の事情により公共汚水ますの形状を変更する場合の費用はお客様の負担となります。利府町給排水指定工事店を通じて手続きをしてください。

問 水道お客様センター ☎767-2126

ぜひご活用  
ください

## 行政情報一斉配信サービス



LINE



メール



フィーチャーフォン

ホームページからでもご登録いただけます。



Twitterも開設しています。  
ぜひフォローをお願いします。  
(@rifu\_town)

問 秘書政策課 秘書広報係 ☎767-2112